

Action!

36

“残業”にも
ルールが
あるのを
ご存知
ですか？

長時間労働を
なくすカギは
サブロク
”36協定”って
知っていますか？

サブロク
ではこの”36協定”って何でしょう？

そもそも法律で定められている労働時間は原則
「1日8時間 1週40時間」です。

それを超えて残業させたり休日出勤させる場合は、
”36協定”を結ばなければならないのです。

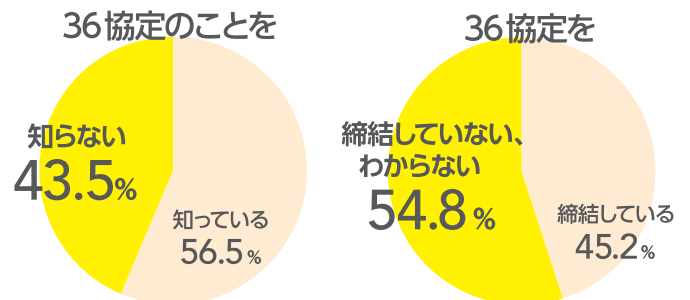
誰と誰が結ぶの？

36協定は使用者と労働組合[※]が
協議して締結します。

※労働者の過半数を組織している労働組合。
それがない場合は労働者の過半数を代表する過半数代表者。

書面を労働基準監督署長に届けなければなりません！

でも実際は…



連合「36協定に関する調査」(2017年6月)より

36協定を結ばないと…
違反した場合は使用者に罰則が！

詳しくは「36協定ハンドブック」を参照
<https://goo.gl/rnpDVj>



サブロク
“36協定”のこと

みんなで声をあげよう!

労働組合をつくらう!

もっと知ってもらいたい。
ちゃんと守ってもらいたい。
長時間労働をなくすために…

これがAction!36です!

36

3月6日は
「36(サブロク)の日」
になりました!

※日本記念日協会に登録



連合だけではなく、
使用者団体等の
関係団体と連携して、
声をあげます

特設サイト <http://action36.jp/>



ポイントは
3つ

2019年4月1日から
法律が改正されます。

- 時間外労働の上限規制が導入されます。しかも罰則付き。
- 年次有給休暇の取得が義務化。
- すべての労働者を対象にした労働時間の客観的把握が義務化。



わからないことや困ったことは
連合にご相談ください。

フリーダイヤル いこうよ れんごうに

0120-154-052

なんでも労働相談ダイヤル

私たち連合は”働くことを軸とする安心社会”をめざす労働組合のナショナルセンターです。